

海田町条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、入札日において満たしていなければならない。
- (2) 入札に参加する者（特定建設工事共同企業体を対象に入札を行う場合は、入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員）は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - ア 公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、海田町の指名除外措置を受けていないこと。
 - イ 公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がされていること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
 - オ 公告の日から入札日までの間のいずれの日においても、海田町建設工事暴力団対策措置要綱（昭和62年海田町告示第38号）別表第1の1から5までのいずれにも該当しないこと。
- (3) 元請等施工実績とは、平成17年4月1日以降完了検査が終了している国、地方公共団体及び当該工事の発注当時において効力を有していた法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）発注の工事とする。
- (4) 配置技術者の工事経験を問う場合においては、前号の規定を準用するものとする。
- (5) 入札に参加する者に必要な資格において建設業法第15条の許可（特定建設業許可）を要さない工事であっても、下請代金の額によっては、建設業法第3条第1項の規定により特定建設業許可が必要となる場合がある。この場合には、建設業法第26条の規定により主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければならない。
- (6) 特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績を用いる場合は、20%以上の出資比率のものに限る。また、この場合、「請負金額、規模、その他入札参加資格に定めたもの（数値等）」は、全体の規模に出資比率を乗じたものを施工実績としてみなす。

2 入札方法等

- (1) 入札参加者は、原則として、書面により入札を行うものとする。ただし、町長が特に認める場合は、海田町電子入札実施要綱（平成25年海田町告示第44号）に規定する電子入札システムを使用して行うものとする。
- (2) (1)の書面による入札を行う者は、指定した入札日時までに入札書を作成の上、次の事項を記載した封筒に封入して、持参により提出すること。
 - ア 提出者の商号又は名称
 - イ 入札書が在中している旨
 - ウ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び入札日
- (3) 電報又は郵送による入札は、認めない。
- (4) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
 - イ 入札に際しての注意事項に違反した入札を行ったとき。
 - ウ 設計図書を受領していない者が入札を行ったとき。
 - エ 海田町財務規則（昭和48年海田町規則第13号）第75条各号のいずれかに該当する場合
- (5) 開札の結果、最低価格入札者を落札候補者として選定した後、落札者の決定を保留し、開札手続きを終了するものとする。この場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじを実施し、1人の落札候補者を選定するものとする。
- (6) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき。）又は資格要件の確認の結果、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、海田町建設工事入札執行規程（平成元年海田町訓令第4号）の規定に基づき再度入札を行うものとする。
- (7) 入札の回数は2回を限度とし、原則として1日で行うものとする。ただし、入札参加資格の審査において入札を無効と決定されたことにより再度入札を行うこととなった場合はこの限りでない。

3 入札保証金 免除する。

4 工事費内訳書

- (1) 入札参加者は、入札の際に工事費内訳書を提出しなければならない。提出しない者は、当該入札を無効とする。

- (2) 工事費内訳書の記載内容及び様式は別に指定する。
- (3) 入札参加者は、その提出した入札書又は工事費内訳書を書換え又は撤回することができない。

5 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の入札参加資格の審査を行い、その結果、資格要件を満たしていることを確認したときは、その者を落札者として決定するものとする。
- (2) 落札者の決定は、原則として開札時間の早いものから順に行うものとし、その際の配置予定技術者の専任要件は、入札公告における入札日時の早いものを優先することとする。
- (3) 落札候補者が資格要件を満たしていることが確認できない場合は、その者の入札を無効とし、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者から資格要件確認書類を提出させ、同様の審査を落札者が決定するまで行うものとする。
- (4) (3)の場合において、入札を無効と決定された者を除いた最低価格入札者が2人以上あるときは、くじを実施し、1人の落札候補者を選定するものとする。なお、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき。）は、再度入札を行うものとする。
- (5) 落札者を決定した場合は、当該入札参加者に対して、その旨を公表するものとする。

6 資格要件確認書類

- (1) 開札手続の終了後、落札候補者に対し、資格要件確認書類の提出を求めるものとする。
- (2) 当該書類の提出を求められた落札候補者は、入札公告に定める資格要件確認書類を指定する期限までに提出しなければならない。
- (3) 資格要件確認書類の提出を求められた者が次のいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなす。この場合においては、当該入札参加者に対し指名除外措置を行うことがある。
 - ア 町長が定める期限までに全ての資格要件確認書類の提出をしない場合
 - イ 資格要件の確認のために町長が行った指示に従わない場合
 - ウ 提出した資格要件確認書類によって資格要件を満たしていることが確認できない場合
 - エ 提出した資格要件確認書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出された資格要件確認書類は、当該入札に係る資格要件の確認以外には無断で使用しない。

- (5) 入札を無効とする旨の通知を町長から受けた者は、通知を受けた日から起算して3日以内に、町長にその理由の説明を求めることができる。

7 経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出

- (1) 落札者となった者は、仮契約を締結すべき日に、当該日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出しなければならない。
- (2) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出を拒否した者については、この工事の請負契約を締結せず、また、指名除外措置の対象とする。
- (3) (1)の経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出をしないまま落札決定の日から7日を経過した場合も、原則として、(2)と同様とする。

8 契約保証金

請負代金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証証券の提出をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券の提出があった場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 配置予定技術者及び現場代理人の取扱い

- (1) 配置予定技術者については、次の要件を満たすこと。
- ア 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事を除き、他の工事の主任技術者等として配置されていないこと。
- イ 建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、2件（本件工事を除く。）以上の公共工事の主任技術者等として配置されていないこと。
- ウ 主任技術者等として管理する工事の施工場所（本件工事を除く。）は、全て海田町内であること。
- (2) 資格要件で「監理技術者の資格を有する者」とある場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。
- (3) 配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。
- なお、恒常的な雇用関係とは、入札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。
- (4) 現場代理人は入札参加者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。
- (5) 配置予定技術者は、仮契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。
- なお、資格要件確認書類を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数（3人を限度とする。）を記載することができる。
- (6) 資格要件確認書類を提出する時において他の工事に従事中である技術者が公告に定

める件数（9(1)イに定める件数）を超えて配置されることとなる場合は、次のいずれかの場合に限り記載することを認めるものとする。

ア 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、完成検査が入札日の前日までに終了している場合

イ 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、完成検査を仮契約締結日までに行われることが決定している場合

ウ 従事中の工事の契約工期の終期が入札日以降の場合であっても、入札日において完成検査が現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでに行われると見込まれる場合

(7) (6)のイ又はウの場合であっても、その工事の完成検査が延期された場合には、配置予定技術者を配置することができないものとして指名除外措置を行うことがある。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。

(8) 資格要件確認書類の提出期限以降は、真にやむを得ない場合を除き、配置予定技術者の変更等は認めない。

(9) 落札後、配置予定技術者を配置することができない場合は、指名除外措置を行うことがある。

(10) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間を区分できる場合には、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間で途中交代するものとして、別の技術者を配置しても差し支えないものとする。この場合、資格要件確認書類のうち「技術者の資格・工事経験調書」は、それぞれの技術者について提出するものとする。

なお、技術者について「専任で配置できること」とある場合においては、現場施工について専任を義務付けるものとし、工場製作については「工場製作においても専任を要する」旨の記載がある場合を除き、専任を義務付けない。

(11) 落札後、工事の施工に当たって、資格要件確認書類に記載した配置予定技術者を変更できるのは、傷病、死亡又は退職等のやむを得ないと認められる場合に限る。

10 社会保険等未加入建設業者との下請契約

(1) 受注者は、原則として次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（同法第2条第4項に規定する下請契約をいい、受注者が直接締結するものに限る。以下同じ。）の相手方としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他特別な事情がある場合であって発注者が必要であると認める場合には、当該社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。

この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内（原則 1 か月）に、当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

- (3) 受注者が(1)の規定に違反していると発注者が認める場合または(2)の前段の規定により発注者が必要であると認めたにもかかわらず、受注者が(2)の後段に規定する期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者は、発注者の請求に基づき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終請負代金の額の 10 分の 1 に相当する額の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(3)の違約金を請求する対象となった場合には、契約違反として、受注者に対して指名除外措置及び工事成績評定点の減点を行う。

1.1 その他

- (1) 入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 工事の施工に際し、工事の一部（主たる部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、海田町内に事業所を有する業者を活用するよう努めること。また、資材等の購入についても、海田町内の事業所を利用するよう努めること。